

社会福祉法人慶和会 役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶和会（以下「当法人という。」）定款第8条1項、2項、および第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用に関し、次のとおり定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬、賞与、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費、(宿泊費・日当を含む)等職務執行に伴い発生する経費をいう。
- (3) 常勤役員とは理事及び監事のうち、法人のために週2回以上活動する常勤の役員をいう。上記以外の役員は非常勤役員という。

(報酬の支給)

第3条 役員の報酬は次のように定める。

- (1) 役員の報酬は民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当法人の経理状況その他の事情を考慮して定める。
- (2) 役員の月額報酬については別表1に定める額を支給する。
- (3) 退職慰労金については次の算式により算出される額を支給する。
在任年数は1ヵ年を単位とし、端数は切り上げる。

算式⇒第4条別表2の報酬額×役員在任年数

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤の役員等の報酬については別表2に定める額を支給する。

(職員兼務役員の報酬)

第5条 職員兼務役員の職員給与は役員の報酬に含まれない。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は弁償することができる。

- 2、費用の弁償については、常勤役員は当法人職員の通勤手当及び旅費規程に基づき支給する。

ただし、非常勤役員等は別表3(旅費)及び別表4(日当)に定める額を支給する。

(支給日・計算期間)

第7条 月額報酬の支給日は毎月15日とする。ただし、支給当日が休日の場合は前日に支給する。報酬の計算期間は毎月1日より月末までとする。なお、月の途中で退任する場合においても日割計算せず1ヵ月分を支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則) (令和5年6月26日制定)

- 1 この規程は、令和5年6月26日から施行する。
- 2 社会福祉法人慶和会役員等の報酬及び旅費に関する規程(令和4年4月1日施行)は廃止する。

別表 報酬等の額（表1～4）

別表1（第3条関係、常勤役員等の報酬月額）

役職名	報酬月額
理事長	500,000円
常勤理事	0円
理事	0円

別表2（第4条関係、非常勤役員等の報酬日額）

役職名	報酬日額
役員等	10,000円

別表3（第6条関係、非常勤役員等の旅費）

交通手段	支払額
公共交通機関	実費
自家用車	移動した距離1キロメートル当たり 60円及び必要な高速道路等料金

別表4（第6条関係、非常勤役員等の日当）

宿泊を伴わない場合	
地域	日当
100km未満	2,000円
100km以上	3,000円
宿泊を伴う場合	
日当	6,000円
宿泊料限度額	20,000円